



福島医発第2038号（地）

平成27年10月27日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

医療法人が開設する病院等の管理者の理事就任について

今般、標記の件について、別添のとおり厚生労働省医政局より日本医師会を通じて連絡がありました。

医療法人に関しては、医療法第47条の第1項の規定により、開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者を理事に加えなければならないところ、同条ただし書及び、これを具体化した通知「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（以下「通知」）及び「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（以下「運営管理指導要綱」）にて、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者の一部を理事に加えないことができるとされております。

本通知は、これら「通知」「運営管理指導要綱」について、各都道府県における当該認可の状況等を踏まえ、各医療機関が開設する病院等の個別の事情を勘案することができるよう改正したことにつき周知を依頼するものです。

もっとも、同規定の趣旨は「医療施設において医療業務に関する実質的な責任を有している管理者の意向を法人の経営に正しく反映させることを目的としたもの」であり、この趣旨を踏まえた法人運営が行われると認められるときに、都道府県知事の認可ができるものとしております。また、その際も、社員総会等の議決など正当な手続きを経ていること等を確認することとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 廣瀬真恵

平成 27 年 10 月 9 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会長

横 倉 義 武

医療法人が開設する病院等の管理者の理事就任について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より都道府県知事宛に、標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

医療法人に関しては、医療法第 47 条第 1 項の規定により、開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者を理事に加えないといけないところ、同条但書及び、これを具体化した通知「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（以下「通知」）及び「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（以下「運営管理指導要綱」）にて、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者の一部を理事に加えないことができることとされております。

本通知は、これら「通知」「運営管理指導要綱」について、各都道府県における当該認可の状況等を踏まえ、各医療機関が開設する病院等の個別の事情を勘案することができるよう改正したことにつき周知を依頼するものであります。

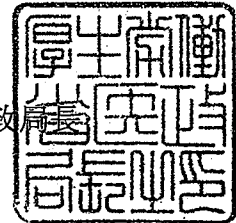
もっとも、同規定の趣旨は「医療施設において医療業務に関する実質的な責任を有している管理者の意向を法人の経営に正しく反映させることを目的としたもの」であり、この趣旨を踏まえた法人運営が行われると認められるときに、都道府県知事の認可ができるものとしております。また、その際も、社員総会等の議決など正当な手続きを経ていること等を確認することとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の医師会及び関係医療法人・医療機関等への周知につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

医政発0930第2号
平成27年9月30日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



医療法人が開設する病院等の管理者の理事就任について

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知を発出いたしましたので、御了知願います。



医政発0930第1号
平成27年9月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法人が開設する病院等の管理者の理事就任について

医療法人の理事に関しては、医療法（昭和23年法律第205号）第47条第1項の規定により、医療法人はその開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。以下「病院等」という。）の管理者を理事に加えなければならないこととされているが、同項ただし書の規定により、病院等を2以上開設する場合においては、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができることとされている。この認可については、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年6月26日健政発第410号）及び「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成2年3月1日健政発第110号）により、多数の病院等を開設し、離島など主たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者について行うものである旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言を行っているところである。

今般、各都道府県における当該認可の状況等を踏まえ、都道府県知事が当該認可を行うに当たっては各医療法人が開設する病院等の個別の事情を勘案することができるよう、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」及び「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」の一部を別添1及び別添2のとおり改正することとしたので、御了知の上、適正な運用に努められたい。

○「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発第410号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
第一 医療法人制度に関する事項 1～5 (略) 6 病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「病院等」という。)の管理者の理事就任 (1) 法第47条第1項の規定の趣旨は、医療施設において医療業務に関する実質的な責任を有している管理者の意向を法人の運営に正しく反映させることを目的としたものであること。 (2) <u>2以上の病院等を開設する場合における同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、病院等の立地及び機能等を総合的に勘案し、同項の規定の趣旨を踏まえた法人運営が行われると認められるときに行われるものであること(例えば、病院等が隣接し業務に緊密な連携がある場合や病院等が法人の主たる事務所から遠隔地にある場合などが考えられるが、これらに限定されるものではないこと。)</u> <u>なお、恣意的な理由ではなく、社員総会等の議決など正当な手続きを経ていること等を確認すること。</u> (3) <u>同項ただし書の規定に基づく認可について、医療法人の定款又は寄附行為において、理事に加えないことができる管理者が管理する病院等を明らかにしているときは、当該病院等の管理者が交替した場合でも当該認可は継続できるものとする。</u>	第一 医療法人制度に関する事項 1～5 (略) 6 病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者の理事就任 法第47条第1項の規定の趣旨は、医療施設において医療業務に関する実質的な責任を有している管理者の意向を法人の運営に正しく反映させることを目的としたものであること。 <u>なお、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、多数の病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人で、離島など法人の主たる事務所から遠隔地にある病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者について行われるものであること。</u>

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」(平成2年3月1日健政発第110号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
項 目	運営管理指導要綱	備 考	項 目	運営管理指導要綱	備 考
I 組織運営 1 (略) 2 役員 (1)～(4) (略) (5) 理事	1 当該法人が開設する病院等(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者はすべて理事に加えられていること。 2 管理者を理事に加えない場合には都道府県知事の認可を得ていること。	・医療法第47条第1項 ・医療法第47条第1項ただし書 ・管理者を理事に加えないことができる場合は、<u>当該法人が開設する病院等の立地及び機能等を総合的に勘案し、管理者の意向を法人の運営に反映させるという医療法第47条第1項の規定の趣旨を踏まえた法人運営が行われると認められる場合である(例えば、病院等が隣接し業務に緊密な連携がある場合や病院等が法人の主たる事務所から遠隔地にある場合などが考えられるが、これらに限定されるものではないこと。)</u>。なお、恣意的な理由ではなく、社員総会等の議決など正当な手続きを経ていること等を確認すること。 ・また、同項ただし書の規定に基づく認可について、<u>医療法人の定款又は寄附行為において、理事に加えないことができる管理者が管理する</u>	I 組織運営 1 (略) 2 役員 (1)～(4) (略) (5) 理事	1 当該法人が開設する病院等(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者はすべて理事に加えられていること。 2 管理者を理事に加えない場合には都道府県知事の認可を得ていること。	・医療法第47条第1項 ・医療法第47条第1項 ・管理者を理事に加えないことができる場合は、<u>多数の病院等を開設する医療法人で、離島等法人の主たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。</u>

(6) (略) 3～5 (略) II～IV (略)		<u>病院等を明らかにしているときは、</u> <u>当該病院等の管理者が交替した場</u> <u>合でも当該認可は継続できるものと</u> <u>する。</u>	(6) (略) 3～5 (略) II～IV (略)		
---------------------------------	--	--	---------------------------------	--	--